

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構中期目標

長崎市立市民病院及び長崎市立病院成人病センターは、長崎市における中核的な医療機関として、高度医療、救急医療、感染症医療などを率先して担当し、公立病院としての役割を果たすとともに、医療水準の維持向上に努めてきた。

しかし、長崎市立病院は、設備類の経年劣化による老朽化等により医療機能の維持が難しくなってきているため、多様化する市民の医療に対するニーズに応えるとともに、近年の医療技術の進歩に適切な対応を図るため、長崎市立市民病院と長崎市立病院成人病センターとを集約し、平成26年2月の第一期開院、平成28年5月の全面開院を目指し、新市立病院の建設を進めているところである。

この新市立病院においては、ＥＲ型救命救急センターの整備をはじめとした高度・急性期医療を充実させ、臨床研修指定病院としての機能を高めることで若手医師をはじめとした医療従事者を惹きつけ育てるマグネットホスピタルを目指すこととしている。

また、市民に対し、質の高い医療を安全かつ安定的に提供していくためには、病院を取り巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが求められる。

そのようなことから、病院事業の運営形態を地方公営企業法の全部適用から、運営面でより迅速かつ柔軟に対応できる地方独立行政法人に移行することとし、市民の生命及び健康を守ることを目的として、地方独立行政法人長崎市立病院機構を設立することとした。

地方独立行政法人長崎市立病院機構においては、次に示す4つの使命を実行し、市民に愛され、信頼される病院になり、社会に貢献していくこと

を強く求める。

- 1 救急医療を充実させ、日進月歩の高度医療に迅速に対応できる体制を構築すること。
- 2 民間医療機関では対応が難しい不採算医療を実施するなど公的医療機関としての役割を担うとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより地域ネットワークの中心的役割を担うこと。
- 3 職員育成という考え方のもと、職員一人ひとりが働きがいと誇りを持って業務に精励できる環境を整備・維持し、もって患者、家族及びその周囲の人々を癒す気持ちを持ち続けること。
- 4 健全な経営の質を担保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること。

#### 第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### 1 診療機能

###### (1) 高度・急性期医療の充実

###### ア 救急医療

救急医療機関として、地域の医療機関や消防局との連携を図り、地域住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。

###### イ 高度医療

3大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域の中核的基幹病院としての使命を果たすこと。

###### ウ 小児・周産期医療

地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、小児・周産期医療を充実させ、住民が安心できる医療体制を整備すること。

(2) 地域の医療機関との連携強化

ア 地域医療支援病院の機能向上

地域の医療機関との機能分担により、病病・病診連携体制を構築し、地域ネットワークの中心的役割を担うこと。

イ 診療情報の共有化

電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムを最大限に活用し、地域の医療機関との診療情報の共有化を図ること。

(3) 安全安心で信頼できる医療の提供

ア 情報の共有化とチーム医療の推進

医師をはじめとした医療スタッフが関わる医療情報の一元管理を図り、各スタッフが共通認識の下でチーム医療を推進すること。

イ 医療安全対策の充実

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。

また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し、改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

(4) 公立病院としての役割の保持

ア 災害拠点病院の機能發揮

災害発生時において行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点

病院として患者の受入れを行うとともに、医療救護活動等を実施すること。

#### イ 結核、感染症医療等の堅持

民間医療機関での対応が難しい結核及び感染症医療については、今後も引き続き現在の役割を堅持すること。

また、透析医療についても引き続き実施すること。

#### ウ 外国人への医療の提供

市民病院においては、長崎の玄関口となる長崎港に接する立地であることから、国際観光都市として、長崎を訪れる外国人観光客等の患者を受け入れる体制を整えること。

#### エ 県・市の福祉保健部門等との連携推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、必要な医療の提供と市民の健康増進を図ること。

## 2 住民・患者サービス

### (1) 患者中心の医療の提供

電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムを最大限に活用し、患者中心の医療の提供を行うとともに、看護体制を充実するなど、きめ細やかな患者サービスの実施に努めること。

### (2) 住民・患者への適切な情報発信

市立病院の役割や機能等について、パンフレット、ホームページ等を活用し、適切な情報提供を積極的に行うこと。

### (3) 患者ニーズへの対応の迅速化

患者ニーズをいち早く把握し、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

### (4) 職員の接遇向上

患者及び地域住民から信頼される病院であり続けるため、職員一

人ひとりが周囲の人を癒す気持ちを持ち続けるとともに、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティアとの協働

ボランティア活動の行いやすい環境を整備するとともに、ボランティアとの連携を推進し、患者サービスの向上に努めること。

3 マグネットホスピタルとしての機能

(1) 適正配置と人材評価

ア 医療スタッフの適正配置と組織の見直し

医療水準の維持・向上を図るため、医師をはじめとした医療スタッフの適正配置に努めること。

また、指導体制及び研修プログラム等を充実し、研修医の確保に努めること。

さらに、医療環境変化に即した組織の弾力的な見直しを図ること。

イ 職員採用の柔軟化

多様な採用形態の検討や、採用手続の柔軟化・迅速化に努めること。

ウ 適正な人材評価

職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する制度の導入を検討すること。

エ 職員満足度の向上

職員が働きがいと誇りを持って業務に精励できるよう、職員が働きやすい環境を整えること。

(2) 医療スタッフの育成

ア 研究・研修事業の強化

臨床研究及び治験の体制を整備するとともに、医療スタッフの専門性の向上を図るため研修制度の充実に努めること。

#### イ 資格取得に対する支援強化

医療スタッフの資格取得に対する支援の強化に努めること。

### 4 適正な情報管理と情報公開

個人情報の保護及び情報公開については、市の条例等に基づき適切に対応すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 組織体制の充実・連携強化

#### (1) P D C A サイクルの徹底による業務評価の推進

目標管理制度を活かし、目標及び計画に対する成果の検証を迅速に行い、成果を継続して伸ばしていく柔軟な対応を図ること。

#### (2) 事務部門のレベルアップ

事務部門のスタッフについては、計画的に専任職員の採用を行い、病院事務の専門性の向上及び育成強化を図ること。

### 2 業務の見直しによる収支改善

診療報酬をはじめとして適切かつ確実な収入確保に努めるとともに、弾力的に運用できる会計制度を活用して収支の改善に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

持続可能な経営基盤の確立

適正な病床稼働率を維持するとともに、給与費、材料費及び経費の医業収益に占める目標値を設定し、その達成に努めること。

また、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立するため、取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

新市立病院に向けた取組み

平成 26 年 2 月の第一期開院を目指して「長崎市新市立病院整備基本計画」に基づき確実に事業を進めていくこと。